

東京大学外国人留学生特別奨学制度(東京大学フェローシップ) 2021年度研究奨励費候補者募集要項(大学院新領域創成科学研究科) Ver. 2

東京大学大学院新領域創成科学研究科では、学術研究への取り組みを支援するとともに、広く諸外国からの留学生の受入を促進するために、本研究科博士後期課程に入進学する優秀な私費外国人留学生に対し研究奨励費を支給します。受給希望者は下記により応募してください。

1. 応募資格

- (1) 本研究科博士後期課程出願者(応募は博士後期課程出願書類提出と同時とする)
- (2) 入進学後、他の奨学金(奨学金と同様、と本研究科が認めた援助を含む)を受給しない者
- (3) 入学時に出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)別表第1の4に定める「留学」の在留資格を有する者

2. 研究科での募集人数(予定)

2021年	10月入進学者:	2名
2022年	4月入進学者:	未定
2022年	10月入進学者:	未定

3. 奨励費金額(予定)

月額 200,000円

(注:本学への授業料免除は申請できない。また他の奨学金との併給は不可。)

4. 支給期間

3年間

なお、在学中に休学や留学等をする場合や本研究科を早期修了、退学する場合、または成績不良などの場合は、支給期間内であっても研究科の判断により支給を停止または廃止する。詳細は採用時に通知する。

5. 申請書類

- (1) 申請書(指定様式)
- (2) 修士課程の指導教員推薦書(指定様式)
- (3) 大学および修士課程の成績証明書
- (4) 留学計画書(指定様式)
- (5) 業績リスト(指定様式)※
- (6) 発表論文等の別刷(主要なもの3編以内)※

申請書等は下記からダウンロードして使用してください。

<http://www.ilo.k.u-tokyo.ac.jp/prospective/scholarships>

6. 提出期間および提出方法

(1) 提出期間

入試日程A出願者の場合：2021年 6月9日～ 6月17日

入試日程B出願者の場合：2021年11月16日～11月25日

(2) 提出方法

新領域創成科学研究科ホームページ (<https://www.k.u-tokyo.ac.jp/exam/>) のオンライン出願サイトで出願手続きと同時に、申請手続きを行ってください。

- ① 申請書類(1)、(3)～(6)は、オンライン出願サイトの「添付書類追加アップロード」画面からアップロードしてください。ファイルはPDF形式でまとめ、ファイル名を「TodaiFellow_申請者名」としてください。ファイル容量が2MBを超える場合は、2つのファイルに分割して構いません。

申請書類(1)、(3)～(6)のアップロード先：

オンライン出願サイトの「添付書類追加アップロード」(<https://e-apply.jp/e/gsfs/>)

- ② 申請書類(2)推薦書は、推薦者が推薦状を作成後、PDF形式で下記のURLにアップロードしてください。アップロード後、推薦者より教務チームへアップロードが完了した旨連絡をするよう依頼してください。

申請書類(2)推薦書のアップロード先：

<https://webfs.adm.u-tokyo.ac.jp/public/z78QwApI4YzAwiQBvtJ5mMeiG4UaA5fbZ-WTvY-Ikd2i>

教務チームメールアドレス：

k-kyomu[at]adm.k.u-tokyo.ac.jp ([at]を@に変換すること)

*すでに、厳封された推薦状を取得済みの場合は、郵送での提出を認めます。

封筒表面に「東京大学外国人留学生特別奨学制度(東京大学フェローシップ)推薦状在中」と記してください。

提出期間内に必ず到着するように郵送してください。

送付先：

東京大学大学院新領域科学研究科 教務チーム

〒277-8561 千葉県柏市柏の葉5丁目1番5号

7. 選考方法

提出された書類および博士後期課程入進学試験の成績を総合的に判断し、研究業績、学力その他が優秀と認められた者を採用します。

8. 採用者発表時期および方法

(1) 発表時期

2021年 10月入進学者： 2021年9月 (予定)

2022年 4月入進学者： 2022年2月 (予定)

2022年 10月入進学者： 2022年9月 (予定)

- (2) 発表方法
採用者に対して郵送又はメールで通知します。

9. 注意事項

- (1) 応募書類は返却しません。
- (2) 本研究科博士後期課程に入進学しない者は採用を取り消します。東京大学であっても他研究科へ入進学した場合は採用を取り消します。
- (3) 採用された場合は、在留資格を必ず「留学」に変更してください。「家族滞在」「日本人の配偶者等」等の資格は認めません。
- (4) 応募書類に虚偽の記載があると本研究科が認めた場合や他の奨学金との併給をした場合は、採用後であっても受給資格を取消し、それまで支給した奨励費全額の返還を命じます。
- (5) 募集人数、奨励費金額は変更になる場合があります。